

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 九州財務局長

【提出日】 平成30年3月30日

【事業年度】 第17期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

【会社名】 WASHハウス株式会社

【英訳名】 WASHHOUSE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 児玉 康孝

【本店の所在の場所】 宮崎県宮崎市新栄町86番地1

【電話番号】 0985-24-0000(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理部長 阿久津 浩

【最寄りの連絡場所】 宮崎県宮崎市新栄町86番地1

【電話番号】 0985-24-0000(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理部長 阿久津 浩

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号(福岡証券ビル))

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
売上高 (千円)	1,051,708	1,246,909	2,050,119	3,118,738	3,375,020
経常利益 (千円)	62,078	66,357	219,086	284,557	247,899
当期純利益 (千円)	65,685	40,020	131,765	192,202	156,673
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)				-	-
資本金 (千円)	140,000	140,000	155,974	993,814	993,977
発行済株式総数 (株)	16,500	16,500	26,135	3,412,000	6,842,200
純資産額 (千円)	143,304	183,289	338,840	2,164,896	2,267,186
総資産額 (千円)	869,276	1,044,624	1,645,075	3,771,650	4,038,656
1株当たり純資産額 (円)	8,191.69	53.08	64.83	317.25	331.35
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	()	()	1,600 ()	16.00 ()	8.00 ()
1株当たり 当期純利益金額 (円)	3,980.95	12.13	38.21	35.25	22.94
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)				34.46	22.49
自己資本比率 (%)	15.55	16.77	20.60	57.40	56.14
自己資本利益率 (%)	61.89	25.79	51.27	15.35	7.07
株価収益率 (倍)				65.82	115.65
配当性向 (%)			20.93	22.70	34.88
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)		108,040	423,380	353,265	80,466
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)		35,427	42,832	105,195	49,753
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)		53,549	70,835	1,571,460	103,414
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)		634,902	1,171,950	2,991,480	3,018,285
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	35 〔212〕	49 〔258〕	62 〔360〕	98 〔527〕	112 〔742〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は子会社として1社(一般社団法人全国コインランドリー管理業協会)有しておりますが、持分法非適用の非連結子会社であるため、持分法を適用した場合の投資利益の記載を省略しております。
4. 第15期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
5. 第15期までの株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 第13期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 第14期以後の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりますが、第13期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
8. 従業員数は就業人員数であり、〔 〕書は外書で臨時雇用人員(パート等)の年間平均雇用人員数を記載しております。
9. 当社は、平成28年4月2日付で普通株式1株につき100株、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。このため、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。そこで、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
- なお、第13期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりません。

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
1株当たり純資産額 (円)	81.92	53.08	64.83	317.25	331.35
1株当たり当期純利益金額 (円)	39.81	12.13	38.21	35.25	22.94
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)				34.46	22.49
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	()	()	8.00 ()	8.00 ()	8.00 ()

2 【沿革】

年月	事項
平成13年11月	不動産の有効活用コンサルタント等を目的とする会社として、宮崎県宮崎市吉村町に現当社代表取締役社長児玉康孝が株式会社ケーディーエム(現当社)を資本金12,200千円で設立
平成14年12月	コインランドリー店舗の事業物件の管理を目的として城ヶ崎店(宮崎県宮崎市)、大島通線店(宮崎県宮崎市)を同時出店し、フランチャイズ(以下、「FC」という)事業及び店舗管理事業を開始
平成16年2月	管理カメラとコインランドリー機器の遠隔操作を組み合わせたコインランドリー遠隔管理システムで、宮崎県初のビジネスモデル(特許第3520449号「コインランドリー管理システム」)特許取得
平成17年12月	本店を宮崎県宮崎市橋通東に移転、商号をW A S Hハウス株式会社に変更
平成18年12月	福岡支店(福岡市博多区)及び宮崎支店(現本店営業部)を設置
平成20年3月	サービス産業生産性協議会「第2回ハイ・サービス日本300選」を受賞
平成20年8月	店内タッチパネル装置でコインランドリー機器のトラブルを、お客様自身にて復旧できるコインランドリー管理システムとして、ビジネスモデル特許取得(コインランドリー管理システム - 特許第4172043号)
平成20年10月	本店を宮崎県宮崎市日ノ出町に移転
平成21年5月	坂之上店(鹿児島県鹿児島市)をFC店舗にて出店、100号店オープン
平成21年8月	管理カメラとコインランドリー機器の遠隔操作を組み合わせたコインランドリー遠隔管理システムで、中国特許取得(コインランドリー管理システム - 特許第Z L 200480016474.X号)
平成21年11月	管理カメラとコインランドリー機器の遠隔操作を組み合わせたコインランドリー遠隔管理システムで、韓国特許取得(コインランドリー管理システム - 特許第10-930450号)
平成22年1月	店内タッチパネル装置から、無料利用券をIC内蔵のプラスチックカードやプリペイドカード、又は携帯電話に取り込むことができるビジネスモデル特許取得(コインランドリー管理システム - 特許第4441796号)
平成24年12月	本店を宮崎県宮崎市新栄町に移転
平成26年5月	広島支店(広島市東区)を設置し、広島八幡店(広島市佐伯区)を直営にて出店、広島県に進出
平成26年12月	イオンタウン田崎店(熊本県熊本市)をFC店舗にて出店、200号店オープン
平成27年1月	大分営業所(大分県大分市)を設置
平成27年4月	大阪支店(大阪市西区)を設置
平成27年10月	東京支店(東京都中央区)を設置
平成27年12月	一般社団法人全国コインランドリー管理業協会(平成15年12月設立)の社員の地位(100%)を当社代表取締役社長児玉康孝から取得
平成27年12月	富田林甲田店(大阪府富田林市)、東大阪柏田東店(大阪府東大阪市)を直営にて同時出店、大阪府へ進出
平成28年2月	熊本営業所(熊本県熊本市)を設置
平成28年3月	D & D行橋店(福岡県行橋市)をFC店舗にて出店、300号店オープン
平成28年6月	大村富の原店(長崎県大村市)をFC店舗にて出店、長崎県へ進出
平成28年7月	新宿7丁目店(東京都新宿区)ならびに深川冬木店(東京都江東区)を直営にて同時出店、東京都へ進出
平成28年11月	東京証券取引所マザーズ市場及び福岡証券取引所Q - B o a r d市場に新規上場
平成29年1月	400号店オープン
平成29年3月	山口営業所(山口県山口市)、長崎営業所(長崎県大村市)を設置
平成29年6月	岡山西大寺店(岡山県)をFC店舗にて出店、岡山県へ進出 高松木太川西店(香川県)をFC店舗にて出店、香川県へ進出 宇和島和霊店(愛媛県)をFC店舗にて出店、愛媛県へ進出
平成29年11月	加西北条店(兵庫県)をFC店舗にて出店、兵庫県へ進出
平成29年12月	株式会社宮崎太陽銀行との提携ローンを開始 春日井八田店(愛知県)をFC店舗にて出店、愛知県へ進出 榎原神宮前店(奈良県)をFC店舗にて出店、奈良県へ進出 徳島中吉野店(徳島県)をFC店舗にて出店、徳島県へ進出 500号店オープン

3 【事業の内容】

当社グループは、当社および持分法を適用しない非連結子会社1社で構成されており、コインランドリー「WASHハウス」のチェーン本部としてFCシステムをFCオーナーに提供する「FC事業」、提供したFC店舗の運営・管理を行う「店舗管理事業」、直営店舗の運営等を行う「直営事業その他」の各事業を展開しております。

なお、当社はコインランドリーシステムの提供を行う単一セグメントの業態であるため、セグメント情報に代えて事業区分ごとの記載としております。

(1) 事業内容について

当社のコインランドリー「WASHハウス」は、単にコインランドリー機器を販売し、それを購入したオーナーが運営するコインランドリーと異なり、出店後における店舗管理についても当社が行うことにより、FCオーナーに代わり店舗利用者に気持ち良くご利用いただけるようなサービスを提供し続けることを目指しております。

その内容につきましては、以下のとおりであります。

FC事業について

FC事業においては当社が出店候補地を選定し、FCオーナーとの間で「WASHハウス」ブランドの店舗の設計、内装工事、機器の設置等をパッケージ化した「WASHハウスコインランドリーシステム一式」（以下、「FCパッケージ」という。）を販売するほか、オープンに際しての広告等の開業準備費用、FC加盟金を受領しております。

店舗管理事業について

店舗管理事業においては、店舗の「安心・安全・清潔」を維持する為に、24時間365日受付のコールセンター、管理カメラと遠隔コントロールによる即時サポート、毎日の点検・清掃、洗剤の補充、メンテナンス巡回、集金、広告活動などのサービスを提供し、これらに係る対価を受領しております。

当社はすべてのFC店舗についてコインランドリー店舗の管理を受託しており、店舗収支を含む運営状況を月次でFCオーナーに報告し、月次で集金した売上金から差し引くことによりFCオーナーからコインランドリー管理収入を受領しております。

このように当社のFCシステムではFCオーナーが店舗管理業務から解放されるため、初期投資コストさえ負担できれば複数の店舗を保有し、地域分散による収益変動リスクを低減することが容易に行える特徴があります。

直営事業その他について

直営事業は、コインランドリー「WASHハウス」を直営店として展開し、店舗利用者から洗濯機、乾燥機の利用料を受領しております。

直営店は、主に新規エリアへの進出時に出店しており、「安心・安全・清潔」なコインランドリーとしての「WASHハウス」ブランドのローカル認知を高め、コインランドリー潜在ユーザーへの利用喚起、FCオーナーと土地オーナー（不動産の有効利用を検討している個人・法人）への店舗モデルの提供など、アンテナ店としての役割を担っております。

その他につきましては、コインランドリーの経費精算業務等に伴う業者からの事務手数料収入などの収益を受領しております。

(2) 当社店舗の特徴について

当社が提供するコインランドリー「WASHハウス」は、従前からの「暗い・汚い・怖い」というイメージのコインランドリーとは異なり、女性や小さいお子様のいるファミリー層をターゲットとする「安心・安全・清潔」な店舗を統一ブランドで提供することを目指しております。

以前は「家事の手抜き」の一つにも数えられたコインランドリーですが、女性就労率の増加や高層マンションの普及、及びライフワークの変化などから、自宅の洗濯機よりも一度に大量にかつ洗濯・乾燥の時間を短縮できるコインランドリーへの関心が高まっている状況にあります。

特に、健康志向の高まりのなかで、ダニやアレルギー対策として布団やじゅうたんなどの大物洗いの利用が注目されており、また子供のスニーカーを洗濯・乾燥できる機器を備えるコインランドリーへのニーズが高まりつつあります。

こうしたなかで当社は、標準的な店舗で最大22kgまでの洗濯機や、最大25kgに対応する乾燥機を備えるほか、スポーツシューズや通学用のスニーカー等が洗えるスニーカーランドリーや無料で使用できるシミ抜き用の機器も提供し、消費者のニーズに対応しております。

さらに管理カメラで24時間、店舗をモニターで管理しており、本社から遠隔操作でランドリー機器をコントロールできるIoT型ランドリー機器を導入しており、無人店舗でありながら、あたかも有人店舗であるようなリアルタイムのサポートを提供できる状況を、すべての店舗において提供し、安全にご利用いただける仕組みを構築しております。

また、使用している洗剤の成分表示や乾燥機の温度表示を明示することで、安心して消費者が利用できる配慮も行っております。

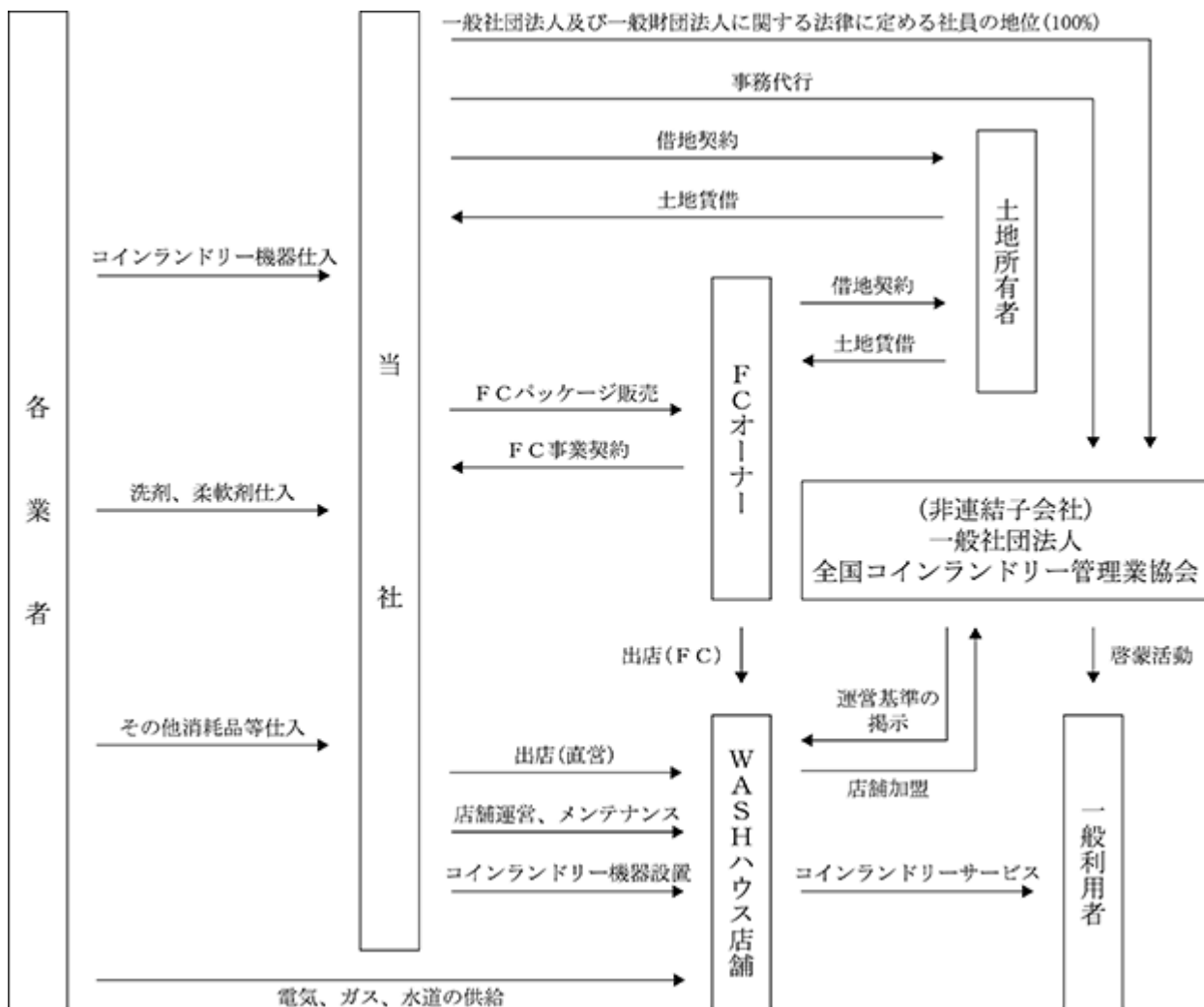
各店舗は2名程度の清掃スタッフが担当し、乾燥機のフィルター清掃や洗濯機の消毒など毎日店舗の清掃を行っており、清潔な店舗を維持するよう努めております。

店舗写真（イメージ）



(3) 事業系統図

当社グループ事業の系統図を示すと以下のとおりとなります。



上記矢印は、役務の流れを示しております。

(4) 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会について

一般社団法人全国コインランドリー管理業協会（以下、「全コ管」という）は、「衛生・管理・店内表示・防犯対策等」についての運営基準を定め、現時点では当社の直営店及びFCオーナーの加盟店が店舗単位(入会金30,000円/店、月会費5,000円/店)で加入する会員組織であります。

会員の会費のみで運営され、業界の健全化と一般消費者への啓蒙活動(コインランドリー利用の有用性告知など)を担っております。

なお、当社と全コ管は業務委託契約を締結しており、店舗管理維持の確認や電話業務および事務業務等の代行業務を行っており、平成29年12月期の全コ管から受け取った業務委託費は11,105千円であります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
112 [742]	38歳 4 か月	2 年 4 か月	3,597

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、[] 書は外書で臨時従業員(パート等)の年間平均雇用人員数であり、主に店舗の清掃業務を行っている人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、コインランドリーシステムの提供を行う単一セグメントであるため、セグメントの記載を省略しております。
4. 最近1年間において従業員数のうち、社員が14名、臨時従業員が215名増加しております。
主な理由は、業容拡大に伴い、期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておられません。

なお、労使関係については良好であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）のわが国経済は、雇用環境は引き続き改善傾向にあり、企業の生産活動も緩やかに増加しており、経済状況は緩やかな回復基調が継続しておりますが、海外経済の不確実性等の不安要素を含んでおり、不透明な経済環境が続いております。

平成29年のわが国は女性の働き方が大きく変化する1年となりました。女性の活躍推進に向けた動きや配偶者控除の見直しは、働き方やライフスタイルを変化させ、自宅で洗濯乾燥を行うスタイルから、時間を有効活用出来るコインランドリー利用へのシフトが期待されます。

このような状況の下、当社は「布団を洗う」という新たな洗濯習慣の変革への啓蒙活動や積極的な広告施策も継続して行いながら、既存エリア及び新規エリアでのFC店舗の出店を中心に取り組んでおります。

当事業年度のFC店舗の出店数は前事業年度を4店舗上回る109店舗となりました。出店エリアの拡大を積極的に行い、愛知県、兵庫県、奈良県、岡山県、愛媛県、香川県、徳島県の7県に初進出し、全国展開への足掛かりを本格化させた一方で、人件費や旅費交通費等が増加し、増収減益となりました。

この結果、当事業年度の売上高は3,375,020千円(前期比8.2%増)となり、営業利益は243,699千円(前期比17.3%減)、経常利益は247,899千円(前期比12.9%減)、当期純利益は156,673千円(前期比18.5%減)となりました。

FC事業

当事業年度のFC事業につきましては、関東エリアに3店舗、中部エリアに1店舗、関西エリアに6店舗、中国エリア25店舗、四国エリアに14店舗、九州エリアに60店舗、合計109店舗の出店を行い、売上高は2,358,535千円(前期比2.3%増)となりました。

店舗管理事業

当事業年度における店舗管理事業の売上は、FC新規出店に伴い管理店舗数が増加したことが寄与し、売上高は694,016千円(前期比32.7%増)となりました。

直営事業その他

直営事業その他につきましては、直営店の売上に影響を与える出店エリアでの降水量が平年比78.1%、前年比100.9%、1ミリ以上の雨が降った降雨日が平年比84.3%、前年比94.1%となったものの、既存のFC店舗のうち、大分県1店舗、鹿児島県2店舗の買取を行ったため、当事業年度末での直営店舗数は28店舗となりました。

この結果、直営事業その他の売上高は322,468千円(前期比10.8%増)となりました。

コインランドリー店舗数の推移

(単位：店舗)

	平成28年12月31日現在の店舗数			期中増減		平成29年12月31日現在の店舗数		
	F C店舗	直営店舗	合計	F C店舗	直営店舗	F C店舗	直営店舗	合計
関東エリア		2	2	3		3	2	5
東京都		2	2	3		3	2	5
中部エリア				1		1		1
愛知県				1		1		1
関西エリア	4	3	7	6		10	3	13
大阪府	4	3	7	4		8	3	11
奈良県				1		1		1
兵庫県				1		1		1
中国エリア	26	3	29	25		51	3	54
岡山県				10		10		10
広島県	8	3	11	4		12	3	15
山口県	18		18	11		29		29
四国エリア				14		14		14
愛媛県				8		8		8
香川県				5		5		5
徳島県				1		1		1
九州エリア	331	17	348	56	3	387	20	407
福岡県	145	7	152	36		181	7	188
佐賀県	17		17	2		19		19
長崎県	5		5	5		10		10
大分県 (注)1	43		43	1	1	44	1	45
熊本県	39	2	41	11		50	2	52
宮崎県 (注)2	50	5	55	1		51	5	56
鹿児島県 (注)3	32	3	35		2	32	5	37
合計店舗数	361	25	386	105	3	466	28	494

- (注) 1 . 当期において、大分県では2店舗を新規出店し、1店舗を直営店としたため、F C店舗が1店舗増加、直営店舗が1店舗増加しております。
- (注) 2 . 当期において、宮崎県では2店舗を新規出店しましたが、1店舗が契約満了で退店となったため、F C店舗が1店舗増加しております。
- (注) 3 . 当期において、鹿児島県では2店舗を新規出店し、2店舗を直営店としたため、直営店舗が2店舗増加しております。

以上の結果、期中増減におけるF C店舗の合計店舗数は当期出店数109店舗から4店舗減少した105店舗となっております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、財務活動により103,414千円の資金が減少したものの、営業活動及び投資活動により80,466千円及び49,753千円の資金がそれぞれ増加したことにより、前事業年度末に比べ26,804千円（0.9%増）増加し、当事業年度末には3,018,285千円となりました。

当事業年度の各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、80,466千円（前期は353,265千円の収入）となりました。これは主に税引前当期純利益が247,899千円、預り金の増加が56,673千円あった一方で、たな卸資産の増加が130,605千円、法人税等の支払額が95,977千円あったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、49,753千円（前期は105,195千円の支出）となりました。これは主に預り保証金の受入による収入が172,678千円あった一方で、有形固定資産の取得による支出が45,194千円、敷金及び保証金の差入による支出が43,599千円、その他による支出が31,918千円あったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は、103,414千円（前期は1,571,460千円の収入）となりました。これは主に配当金の支払額が54,592千円、長期借入金の返済による支出が44,384千円あったこと等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社はコインランドリー事業を主たる事業として行っており、生産に該当する事項はありません。

(2) 受注実績

当事業年度の受注実績は次のとおりであります。なお、当社の事業セグメントは単一であるため、事業区分別に記載しております。

事業の名称	受注高(千円)	前期比(%)	受注残高(千円)	前期比(%)
F C 事業	2,237,858	91.4	285,952	70.3

- (注) 1. 店舗管理事業、直営事業その他に関しては受注生産を行っておりませんので、当該記載を省略しております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 契約済かつ入金済の案件を受注としております。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業区分別に示すと、次のとおりであります。なお、当社の事業セグメントは単一であるため、事業区分別に記載しております。

(単位：千円)

事業の名称	販売高	前期比(%)
F C 事業	2,358,535	102.3
店舗管理事業	694,016	132.7
直営事業その他	322,468	110.8
合計	3,375,020	108.2

1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第16期事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)		第17期事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社N Y A	347,272	11.1		

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 当事業年度の株式会社N Y Aに対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満のため記載を省略しております。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「全ての発想をお客様の立場で考えることを基準とし、真に社会から必要とされる存在であり続ける」ことを企業理念としております。

当社はF C店舗数に比例して得ることができる店舗管理収入によるストックビジネスでの安定した経営基盤を築くことを基本方針としております。

(2) 目標とする経営指標

当社は、(1)会社の経営の基本方針 で記載したとおり、店舗管理収入による安定した経営基盤を築くことを基本方針としているため、売上高を重要な指標としております。F C店舗数を増加させることで、安定したストックビジネスによる収入も増加することから、F C出店数及び在庫数の増加を経営課題としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、F C店舗を加速度的に増加させることに注力することはもちろん、コインランドリー周辺事業ならびに関連事業へ進出する予定であります。将来的には、これら新規事業とストックビジネスとを合わせて展開し、事業規模の拡大と収益性の両面を追求し、継続的に安定した経営基盤と財務体質の維持を築いていく方針であります。

(4) 経営環境及び対処すべき課題

コインランドリー業界につきましては、生活スタイルの変化やアレルギーに対する関心の高まり等により、店舗数の増加に拍車がかかって競合先も増加してきております。

このような状況の下、継続的な事業の発展及び経営基盤の安定を図り、「安心、安全、清潔」な店舗をご利用いただけるようにするためには、現在の店舗の基本コンセプトは守りつつも、出店地域における消費者の家族構成、住居形態、住宅地の立地、交通アクセスなどに応じた店舗フォーマットの開発や修正を行い、タイムリーに市場に投入していく体制を整える必要があると考えております。

以上のことから、当社は利用者の立場で考え、技術革新や商品開発などを行いながら、従来のコインランドリーの考え方や商慣習にとらわれることなく、国際的にも通用するグローバルスタンダードの構築を行うという創業時よりの一貫した理念の下、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

事業拡大に向けた有能な人材の安定的な確保

当社の成長の源泉である直営店・F C店の展開を計画的に進めるためには、これを支える有能な人材の安定的な確保と育成が必要不可欠であります。

特に、既存社員の育成に力点を置き、社員のスキルアップと人事・報酬制度の連動に関して見直しを行うとともに、外部教育研修制度の活用や社外講師による研修等、教育制度の充実を図り、社員の生産性向上と雇用の安定化に取り組んでまいります。

また、今後も更に支店・営業所を拡大していくために、マネジメント層の確保は必要不可欠であるため、既存社員の育成に加えて外部から即戦力としての優秀な人材獲得にも取り組んでまいります。

Q S Cの見直しによる店舗売上の維持向上

当社には、複数物件を保有するF Cオーナーが多く、そうしたオーナーを数多く確保していくことがF C新規出店において非常に重要であります。今後も、リピートオーダーを確保し続けるためには、F C店舗の投資効率の維持・向上に取り組む必要があります。

当社では、出店基準にもとづいて採算性が高い物件を厳密に選定した上で出店をしておりますが、出店後に近隣に競合店が進出する場合もあり、最終ユーザーである消費者に継続的に支持される店舗運営を行っていくことが課題であります。

そのため、当社の基本コンセプトであるQ S C (クオリティー・サービス・クレンリネス)の向上に向けた取り組みを実践し、各店舗の状況に応じて利便性を高める改善を図っていくとともに、継続的なC M・キャンペーンの実施を行い、店舗周辺住民の利用率の向上に取り組んでまいります。

経営管理体制の強化

当社は事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実・強化が課題であると認識しており、株主様、ステークホルダーの皆様にご信頼される企業となるために、コーポレートガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、業容の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充し、組織が健

全かつ有効、効率的に運営されるように、法令順守の徹底と事業規模に応じた内部統制の整備、強化の実施に努めてまいります。

事業基盤の拡大について

当社は、まだまだ発展途上の企業であることを強く認識しており、事業基盤の拡大に向け、海外での事業展開及び国内においてはコインランドリー周辺事業ならびに関連事業へ進出する予定であります。

中長期的な戦略として、出店数に比例した店舗管理収入を得ることによるストックビジネスでの事業基盤の拡大とのバランスを図りながら、新規事業による収益機会を拡大していくことにより、事業規模の拡大と収益性の両面を追求し、継続的に安定した経営基盤、財務体質の維持を築いていく方針であります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社による判断又は仮定に基づく予測であり、実際の結果と異なる可能性があります。また、以下に記載する事項は、当社の事業に関する全てのリスクを網羅するものではありませんので、ご注意ください。

(1) 事業におけるリスクについて

当社は九州地方を中心に、コインランドリーWASHハウスを展開しております。当社におけるコインランドリー運営形態といたしましては、直営によるものとFC契約によるものがあります。

直営店に関するリスク

直営による出店は、当社が企画から運営まで行います。当社が直営店舗を拡大するためには、収益性の高い用地の確保が必要となります。現在は、土地取引の長期停滞及び減損会計適用のために生じた土地所有者の土地の有効活用に対する需要を背景とし、物件確保を行っております。

しかしながら、新しく営業基盤を築くエリアにつきましては、当社店舗の認知度アップを図り、FCオーナーや物件開拓を行うため、収益性よりも広告塔としての役割を優先して出店を行う場合があります。そのため、そのような役割を担う店舗を出店した場合には、他の店舗に比べ収益性が低くなる可能性があります。

今後につきましては、地価の上昇、土地にかかわる税制の改正等の要因により、土地所有者の土地の有効活用の選択肢が増加した場合には、当社にとって出店用地の確保が困難になる可能性があります。また地価の上昇により賃借料が高騰した場合には、採算の見込める出店用地の賃借が困難となる可能性があります。

また、当社はFCパッケージの出店が売上の大半を占めておりますが、今後の収益基盤の確立のため直営店の展開も同時に行ってまいります。新規出店店舗は売上が安定するまで数か月を要するため、FC店舗と直営店舗の割合が変化することにより、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

FC店舗に関するリスク

FC契約による出店では当社がFCオーナーに対し、コインランドリーの出店を企画し、建物やコインランドリー機器など開店するために必要な全ての内容がセットになったパッケージを販売しております。開店後も毎日の清掃や機器のメンテナンス等の運転管理や店舗で使用される洗剤等の供給を行っております。

平成29年12月期におけるFC事業の売上高は全体の69.9%を占めており、国内外の経済動向により新規のFCオーナーの開拓が計画通り進捗しない場合及び既存FCオーナーの出店意欲が低下した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また直営店舗同様、地価の上昇、土地にかかわる税制の改正等の要因により、土地所有者の土地の有効活用の選択肢が増加した場合には、当社にとってFC店舗の出店用地の確保が困難になる可能性があります。

(2) 競合他社の影響について

コインランドリーの店舗は全国に多数存在しており、またコインランドリー機器の販売を目的とし、その販売先の店舗の看板を統一ブランド化している競合企業も存在します。

当社は、機器の販売のみならず、「WASHハウス」を運営する上で、「安心、安全、清潔なコインランドリー」をモットーに、本社から管理カメラで状況確認しながら店舗の機械1台1台の操作を行うことが出来る遠隔操作システムを活用しております。このため、無人店舗ではあるものの、直接会話をしながら対応することにより、お客様をお待たせすることなく、満足度を高め、他のコインランドリーとの差別化を図っております。

また、平成16年2月に、この管理カメラと遠隔操作のシステムを組み合わせたビジネスモデル特許(特許第3520449号)を取得したことについても、他のコインランドリーとの差別化に繋がっております。

しかしながら、競合企業との競争の激化及び新規参入による競争の激化が発生した場合、当社の事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 小規模組織であることについて

第17期末(平成29年12月期末)における当社組織は、役員9名及び正社員112名と小規模であり、内部管理体制も規模に応じたものとなっております。今後事業拡大及び業務内容の多様化に伴い、内部管理体制の一層の充実を図る方針ではありますが、当社が事業拡大や人員の増強に即応して、適切かつ十分な組織的対応ができるか否かは不透明であり、人員の増強が予定どおり進まなかった場合、及びこれらが不十分な場合、又は既存の人材が社外に流出した場合には、組織的効率が低下し、当社の業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

(4) 新規事業展開に伴うリスクについて

当社は、今後、事業拡大のため現在の事業と関連ある分野への進出を行うことも想定しておりますが、安定した売上及び収益を計上するまでには、ある程度の時間がかかることが予想され、結果として当社全体の利益率が一時的に低下する可能性があります。また、これらの事業が必ずしも当社の計画どおりに推移する保証はなく、その場合には当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

さらに、予期せぬ環境の変化等により新規事業が期待どおりの成果をあげられない可能性もあります。

(5) コインランドリー機器について

当社のコインランドリーの機器については、全てアクア株式会社(東京都 代表取締役社長兼CEO 杜鏡国)製の洗濯機及び乾燥機を使用しており、当社専用の仕様への変更を依頼しております。また当社の管理カメラと遠隔コントロール等のシステム系もそれに応じた仕様となっております。

当社とアクア株式会社とは、当社の創業時からの協力関係があることから、安定的にコインランドリー機器の供給が確保されると判断しておりますが、アクア株式会社の経営方針の変更等により、当社仕様のコインランドリー機器の供給が確保できなくなった場合は、当社の事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 気象・天候条件について

コインランドリーの売上高は、季節的な要因、特に天候に左右されます。降雨日が少ない場合や台風などによる大雨の場合には、需要が減少し売上高が減少する可能性があることから、直営店事業に影響を与える可能性があります。

また、給水制限や断水により、洗濯に必要な水の供給が十分に受けられない場合には、洗濯機を運転させられないことにより、売上高が減少する可能性があります。

(7) 差入敷金について

当社の直営による出店については、賃借での出店を基本としております。これに伴い、店舗用物件の契約時に賃貸人に対し敷金を差し入れております。

当事業年度末において、敷金及び保証金185,183千円のうち、敷金の残高は174,326千円(総資産に対する割合(4.3%))であり、当該敷金は期間満了等による契約解約時に契約に従い返還されます。

しかしながら、預託先の経済的破綻等により、その一部又は全額が回収できなくなる可能性があります。また契約に定められた期間満了前に中途解約をした場合には、契約条件によって返還されない可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は当社と加盟店との間に加盟店契約書を取り交わしております。契約内容の要旨は次のとおりであります。

(1) 契約の名称

F C事業契約書

(2) 契約の本旨

「WASHハウスFCシステム」に加盟し、「WASHハウス」という名称及び商標、「WASHハウスコインランドリー管理システム」を使用し、営業を行うことにより、FC契約関係を形成することです。

(3) 契約の目的

当社と加盟店との契約に基づき、「WASHハウスコインランドリー管理システム」を導入することにより従来のコインランドリーの店舗が抱える諸問題を解決し、統一ブランドイメージ戦略による店舗展開を行うことにより、両者の共存共栄を図り、永続的な信頼、提携関係を保持することを目的としております。

(4) 加盟に際し徴収する加盟金、保証金その他の金銭に関する事項

加盟金・保証金

1 店舗毎に以下のとおり(加盟金は消費税別)

加盟金 50万円

保証金 100万円

諸経費の代金

加盟店が負担すべき補修費・修繕費・消耗品等の購入代金

加盟店はFCの統一性の維持のため、コインランドリー事業の管理業務を本部に委託し、それに伴って発生する諸経費を本部に支払います。

(5) 加盟店から定期的に徴収する金銭に関する事項(全て消費税等別)

項目	金額(月額)
店舗管理手数料	50千円
システムメンテナンス料	10千円
広告分担金	30千円
清掃費	36千円～47千円

(注) 清掃費につきましては、出店エリアにより異なります。

(6) F C権の付与(ライセンスの許諾)

「WASHハウス」という名称及び商標

「WASHハウスコインランドリー管理システム」の使用権

(7) 契約の期間、更新及び契約の解除

契約期間 開業日から5年。

契約更新 本部・加盟店いずれかより、本契約期間3か月前までに書面による拒絶意思がない場合は、5年間更新されます。

催告による契約解除

本部は加盟店にF C事業契約の定め違反する行為があった場合や、是正期間を終了しても改善がみられない場合には解除することができます。

無催告の解除

加盟店に財産の差押処分・保全処分・競売・破産手続開始決定・会社更生手続開始決定・再生手続開始決定の申立てが生じた場合や、F C事業契約に定める経営の維持が困難と認められる一定の場合には催告なしに解除することができます。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、必要と考えられる見積りは合理的な基準に基づいて実施しております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 経営成績の分析

売上高

当事業年度の売上高は3,375,020千円（前期比8.2%増）となりました。これは主に、F C店舗の出店数が前事業年度に比べて4店舗増加し109店舗となったことに伴い、F C事業及び店舗管理事業での売上高が増加したこと等によるものであります。

営業利益

販売費及び一般管理費の計上により当事業年度における営業利益は243,699千円（前期比17.3%減）となりました。販売費及び一般管理費の主な内訳は給料及び手当231,158千円、役員報酬130,510千円、広告宣伝費104,226千円、旅費及び交通費94,470千円であります。

経常利益

営業外収益、営業外費用の計上により、当事業年度における経常利益は247,899千円（前期比12.9%減）となりました。

当期純利益

当事業年度における法人税、住民税及び事業税は90,800千円となり、当期純利益は156,673千円（前期比18.5%減）となりました。

(3) 財政状態の分析

資産

当事業年度末における総資産は4,038,656千円となり、前事業年度末に比べて267,006千円増加いたしました。流動資産は3,462,658千円となり、前事業年度末に比べて216,863千円増加しました。これは主に、仕掛品が77,852千円、原材料及び貯蔵品が51,303千円、その他流動資産が58,722千円、現金及び預金が26,804千円増加したこと等によるものであります。

固定資産は575,998千円となり、前事業年度末に比べて50,142千円増加しました。これは主に有形固定資産が8,129千円減少した一方で、敷金及び保証金が43,650千円、その他固定資産が13,625千円増加したこと等によるものであります。

負債

当事業年度末における負債は1,771,470千円となり、前事業年度末に比べて164,715千円増加いたしました。流動負債は1,088,505千円となり、前事業年度末に比べて51,152千円増加しました。これは主に、買掛金が29,501千円減少した一方で、預り金が56,673千円、前受金が26,722千円増加したこと等によるものです。

固定負債は682,964千円となり、前事業年度末に比べて113,563千円増加しました。これは主に、長期借入金が34,863千円減少した一方で、預り保証金が147,204千円増加したこと等によるものであります。

純資産

当事業年度末における純資産は2,267,186千円となり、前事業年度に比べて102,290千円増加いたしました。これは主に、剰余金の配当54,592千円の計上がありました。当期純利益156,673千円の計上により、利益剰余金が102,081千円増加したこと等によるものであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針

当社の経営者は、F C店舗数に比例して得られるストック収入による安定した経営基盤を築くことを目標としておりますが、今後は新規事業にも進出する予定であります。そのため、F C店舗を加速度的に展開していくことに加え、有能な人材の確保等が重要であると認識しております。

以上から、「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載した様々な課題に対処してまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、主に既存のFC店舗のうち3店舗の買取を行い、直営店としたこと等から、その総額は47,406千円となりました。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成29年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	直営店の 所在 (都道府県)	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
本社 (宮崎県 宮崎市)	本社機能 兼営業拠 点		21,591	4,336	(1,355)	1,103	12,456	39,486	42
店舗管理 事務所 (宮崎県 宮崎市)	事業所兼 倉庫機能				(1,524)		423	423	13
福岡支店 (福岡県 福岡市) 他4拠点	営業拠点		5,972		()		2,914	8,886	57
新宿 7丁目店 (東京都 新宿区) 他1店	直営店舗	東京都	19,017	14,865	()		1,954	35,837	
富田林 甲田店 (大阪府 富田林市) 他2店		大阪府	41,752	21,551	(1,003)		2,813	66,117	
広島八幡店 (広島県 広島市) 他2店		広島県	37,309	18,087	(1,176)		551	55,948	
月隈店 (福岡県 福岡市) 他6店		福岡県	19,096	4,117	(9,045)		1,503	24,717	
青葉店 (宮崎県 宮崎市) 他4店		宮崎県	9,729	413	(1,358)		1,530	11,673	
猪野店 (大分県 大分市)		大分県	293	103	(392)			396	
横手店 (熊本県 熊本市) 他1店		熊本県	10,332	1,914	()		1,606	13,853	
宇宿店 (鹿児島県 鹿児島市) 他4店		鹿児島県	29,039	14,493	(1,363)		1,811	45,344	

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品並びにソフトウェアの合計額であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 各事業所の建物及び土地の一部は賃借しております。年間賃借料は92,045千円であります。なお、土地の面積は賃借している面積を記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
関東エリア	直営店舗(1店舗)	35,000		自己資金	平成30年7月	平成30年8月	11台
関西エリア	直営店舗(1店舗)	35,000		自己資金	平成30年8月	平成30年9月	11台
関東エリア	直営店舗(1店舗)	35,000		自己資金	平成30年9月	平成30年10月	11台
関東エリア	支店	20,000		自己資金	平成31年3月	平成31年4月	(注)3
関西エリア	直営店舗(1店舗)	35,000		自己資金	平成31年7月	平成31年8月	11台
関東エリア	直営店舗(1店舗)	35,000		自己資金	平成31年8月	平成31年9月	11台
関東エリア	直営店舗(1店舗)	35,000		自己資金	平成31年9月	平成31年10月	11台
関西エリア	直営店舗(1店舗)	35,000		自己資金	平成32年7月	平成32年8月	11台
関東エリア	直営店舗(1店舗)	35,000		自己資金	平成32年8月	平成32年9月	11台
関東エリア	直営店舗(1店舗)	35,000		自己資金	平成32年9月	平成32年10月	11台

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 能力欄は、洗濯機及び乾燥機(スニーカー専用機を除く)のドラム数であります。

3 完成後の増加能力については、計数的な把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年3月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,842,200	6,842,200	東京証券取引所 (マザーズ) 福岡証券取引所 (Q-Board)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であ り、単元株式数は100株であ ります。
計	6,842,200	6,842,200		

(注) 提出日現在発行数には、平成30年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

(i) 平成25年12月24日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく第10回新株予約権は次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	79(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79,000 (注)1、2、7	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり13(注)3、7	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年12月27日 至 平成35年12月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13 資本組入額 7 (注)3、4、7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

なお、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5．新株予約権の行使の主な条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権発行時において当社取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、相続により新株予約権を取得した場合及びその他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (3) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画について株主総会の承認(株主総会決議を要しない場合には取締役会決議)がなされたときは、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (4) 上記(2)の規定により本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

6．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2．に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記2．に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4．に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5．に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5．に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7．平成28年4月2日付で普通株式1株につき100株、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の株」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

() 平成25年12月24日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく第11回新株予約権は次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	19(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,000(注)1、2、7	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり13(注)3、7	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年12月27日 至平成35年12月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13 資本組入額 7 (注)3、4、7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

なお、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 新株予約権の行使の主な条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
 - (2) 新株予約権発行時において当社取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、相続により新株予約権を取得した場合及びその他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
 - (3) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画について株主総会の承認(株主総会決議を要しない場合には取締役会決議)がなされたときは、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (4) 上記(2)の規定により本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記2.に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4.に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5.に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5.に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 平成28年4月2日付で普通株式1株につき100株、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の株」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

() 平成28年7月26日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく第12回新株予約権は次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	145(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,000(注)1、2、7	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり462(注)3、7	同左
新株予約権の行使期間	自平成30年8月5日 至平成38年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 462 資本組入額 231 (注)3、4、7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

2. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

なお、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5．新株予約権の行使の主な条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権発行時において当社取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、相続により新株予約権を取得した場合及びその他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (3) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画について株主総会の承認(株主総会決議を要しない場合には取締役会決議)がなされたときは、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (4) 上記(2)の規定により本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

6．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2．に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記2．に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4．に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5．に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5．に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7．平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の株」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

() 平成28年7月26日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく第13回新株予約権は次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	6(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,200(注)1、2、7	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり462(注)3、7	同左
新株予約権の行使期間	自平成28年8月5日 至平成38年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 462 資本組入額 231 (注)3、4、7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

2. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

なお、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 新株予約権の行使の主な条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権発行時において当社取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、相続により新株予約権を取得した場合及びその他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (3) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画について株主総会の承認(株主総会決議を要しない場合には取締役会決議)がなされたときは、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (4) 上記(2)の規定により本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記2. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の株」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

新株予約権付社債

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年12月29日 (注1)	9,635	26,135	15,974	155,974	15,974	85,974
平成28年4月2日 (注2)	2,587,365	2,613,500		155,974		85,974
平成28年8月3日 (注3)	11,700	2,625,200	5,405	161,380	5,405	91,380
平成28年11月21日 (注4)	620,000	3,245,200	655,960	817,340	655,960	747,340
平成28年12月20日 (注5)	166,800	3,412,000	176,474	993,814	176,474	923,814
平成29年4月1日 (注6)	3,412,000	6,824,000		993,814		923,814
平成29年1月1日～ 平成29年12月31日 (注7)	18,200	6,842,200	163	993,977	163	923,977

(注1) 新株予約権の権利行使による増加であります。

(注2) 株式分割(1:100)による増加であります。

(注3) 有償第三者割当による増加であります。

主な割当先: 株式会社伊達組、宮崎県酒類販売株式会社、他14名

発行数: 11,700株 発行価格: 924円 資本組入額: 462円

(注4) 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,300円

引受価額 2,116円

資本組入額 1,058円

(注5) 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 2,300円

資本組入額 1,058円

割当先 野村證券株式会社

(注6) 株式分割(1:2)による増加であります。

(注7) ストックオプションとしての新株予約権の権利行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成29年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		5	13	71	17	5	5,656	5,767	
所有株式数 (単元)		8,074	357	16,246	887	19	42,794	68,377	4,500
所有株式数 の割合(%)		11.80	0.52	23.75	1.29	0.02	62.58	100.00	

(注) 所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
児玉 康孝	宮崎県宮崎市	1,927	28.16
株式会社KDM	宮崎県宮崎市吉村町引土甲629-11	1,554	22.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	523	7.64
児玉 眞由美	宮崎県宮崎市	200	2.92
株式会社宮崎銀行	宮崎県宮崎市橘通東4丁目3-5	160	2.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	104	1.52
阿部 和広	徳島県徳島市	62	0.91
児玉 ユミ子	宮崎県宮崎市	34	0.49
児玉 光	宮崎県宮崎市	30	0.43
黒木 敏之	宮崎県児湯郡高鍋町	23	0.33
計		4,618	67.49

(注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

- 2 平成30年1月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるJPモルガン証券株式会社、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーが平成29年12月29日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	410,400	6.00
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	20,900	0.31
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー	英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウォーフ バンク・ストリート25	64,000	0.94

- 3 平成30年1月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、レオス・キャピタルワークス株式会社が平成29年12月29日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
レオス・キャピタルワークス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	304,800	4.46

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,837,700	68,377	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,500		
発行済株式総数	6,842,200		
総株主の議決権		68,377	

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第10回新株予約権

決議年月日	平成25年12月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社勤続 6 年 6 か月以上の従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、権利行使により、当社取締役 4 名、当社従業員 5 名となっております。

第11回新株予約権

決議年月日	平成25年12月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第12回新株予約権

決議年月日	平成28年7月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4 当社勤続1年以上の従業員35
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、退職者による権利喪失により、当社取締役4名、当社従業員31名となっております。

第13回新株予約権

決議年月日	平成28年7月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、権利行使により、当社監査役2名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社の利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

内部留保につきましては、営業拠点となる支店及び直営店の出店資金に充当する予定であり、事業拡大のため有効に投資してまいりたいと考えております。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

第17期事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり8円の配当を実施することを決定しました。この結果、第17期事業年度の配当性向は34.9%となりました。

なお、第17期事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成30年3月29日 株主総会決議	54,737	8.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
最高(円)				5,270	9,960 6,200
最低(円)				3,240	4,555 2,380

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。
 2. 平成28年11月22日付をもって東京証券取引所マザーズ市場及び福岡証券取引所Q - B o a r d市場に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
 3. 印は、株式分割(平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割)による権利落後の株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	4,440	4,170	3,045	3,740	3,445	2,863
最低(円)	4,070	2,621	2,380	3,010	2,822	2,408

- (注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性7名 女性2名(役員のうち女性の比率22.2%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		児玉康孝	昭和40年 10月5日	昭和63年4月 新日本証券株式会社(現みずほ証券株式会社) 入社 平成6年4月 株式会社石橋 入社 平成8年8月 日本マクドナルド株式会社 入社 平成9年12月 株式会社大興不動産 入社 平成13年11月 株式会社ケーディーエム(現当社) 設立 代表取締役社長就任(現任) 平成15年12月 有限責任中間法人(現一般社団法人)全国コインランドリー管理業協会設立 代表理事就任(現任)	(注)2	1,927,000
常務取締役	管理部長	阿久津浩	昭和42年 6月28日	平成2年4月 株式会社日本旅行 入社 平成13年6月 株式会社コスモス薬品 入社 平成18年1月 当社入社 平成18年2月 当社財務経理部ゼネラルマネージャー 平成18年3月 当社取締役財務経理部ゼネラルマネージャー 平成18年7月 当社取締役管理部ゼネラルマネージャー 平成20年8月 当社常務取締役管理部ゼネラルマネージャー 平成25年7月 当社常務取締役業務部長 平成26年6月 当社常務取締役管理部長(現任)	(注)2	4,000
取締役	営業本部長	徳田俊行	昭和51年 3月9日	平成11年12月 株式会社大興投資コンサルタンツ 入社 平成14年1月 当社入社 平成20年5月 当社営業部福岡支店マネージャー 平成20年8月 当社取締役営業開発部ゼネラルマネージャー 平成25年7月 当社取締役営業部福岡支店長 平成27年10月 当社取締役営業本部長(現任)	(注)2	2,000
取締役	営業副本部長	児玉ユミ子	昭和13年 1月13日	平成13年11月 株式会社ケーディーエム(現当社) 設立 取締役就任 平成15年12月 有限責任中間法人(現一般社団法人)全国コインランドリー管理業協会設立 理事就任(現任) 平成18年12月 当社宮崎支店取締役営業担当部長 平成20年9月 当社本店営業部取締役営業担当部長 平成28年6月 当社取締役営業副本部長(現任)	(注)2	34,000
取締役	店舗運営部長	古川一樹	昭和50年 12月26日	平成6年4月 株式会社大興不動産 入社 平成16年8月 当社入社 平成18年12月 当社営業部マネージャー 平成20年8月 当社取締役営業部ゼネラルマネージャー 平成25年7月 当社取締役本店営業部長 平成28年6月 当社取締役店舗運営部長(現任)	(注)2	
取締役		山洪幸徳	昭和26年 5月25日	昭和52年4月 株式会社電通 入社 昭和52年5月 東京本社 新聞雑誌局 平成18年10月 同社第18営業局 局長 平成21年6月 株式会社電通九州 代表取締役社長 平成26年6月 株式会社電通九州 顧問 平成28年5月 株式会社ベスト電器 社外取締役 平成29年3月 当社取締役(現任)	(注)2	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		奈須義岳	昭和44年 1月13日	平成4年4月 フェニックスリゾート株式会社 入社 平成12年6月 日本不動産データバンク株式会社 入社 平成13年3月 アバマンネットコム株式会社 入 社 平成14年1月 当社入社 平成18年2月 総務部ゼネラルマネージャー 平成18年3月 常勤監査役(現任) 平成20年5月 有限責任中間法人(現一般社団法人)全国コインランドリー管理業 協会 監事(現任)	(注)5	2,000
監査役		西田隆二	昭和31年 8月31日	平成3年4月 宮崎県弁護士会登録 平成8年10月 西田法律事務所開設 平成17年4月 宮崎県弁護士会副会長 九州弁護士会連合会理事 平成23年9月 鹿児島大学法科大学院非常勤講師 (現任) 平成25年4月 宮崎県弁護士会会長 日本弁護士連合会理事 九州弁護士会連合会常務理事 平成26年7月 当社監査役(現任) 平成27年2月 弁護士法人かなで西田・山田法律 事務所開設 代表社員(現任)	(注)5	
監査役		海野理香	昭和42年 2月19日	平成元年7月 鹿児島市役所 入庁 平成13年7月 株式会社コスモス薬品 入社 平成15年6月 同社監査役 平成17年4月 税理士登録 海野理香税理士事務所 開設 平成17年8月 株式会社コスモス薬品監査役 退 任 平成29年11月 当社仮監査役 平成30年3月 当社監査役(現任)	(注)6	
計						1,969,000

- (注) 1. 取締役山洪幸徳は社外取締役であります。
2. 取締役の任期は、平成30年3月29日開催の定時株主総会における選任後1年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会の締結の時までであります。
3. 取締役 児玉ユミ子は、代表取締役社長児玉康孝の実母であります。
4. 監査役西田隆二及び海野理香は社外監査役であります。
5. 監査役奈須義岳及び西田隆二の任期は、平成28年7月26日開催の臨時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 監査役海野理香の任期は、平成30年3月29日開催の定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令を遵守し、公正かつ透明性のある企業活動を推進し、会社の成長を通じて地域社会に貢献するとともに、企業を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先、地域社会等、全ての利害関係者からの信頼が得られる企業であるよう努めております。

また、経営の透明性と公正性の向上及び環境変化への機敏な対応と競争力の強化を目指して、最適な経営管理体制の構築に努めてまいります。

当社の主要株主である児玉康孝の持株比率は、持株会社1社(株式会社KDM)及び二親等以内の親族の所有株式を合計すると過半数となることから、支配株主に該当いたします。

当該支配株主との間に取引が発生する場合には、当社との関連を有さない第三者との取引における通常の一般取引と同様の条件であることを前提として判断する方針であり、非支配株主の権利を保護するよう努めております。

また、関連当事者との取引については、取引の際に取締役会の決議を必要としております。こうした運用を行うことで関連当事者取引を取締役会において適宜把握し、非支配株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況等

a . 会社の機関の説明

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置するとともに、日常業務の活動方針を検討する経営会議を設置し、経営上の意思決定、執行、監督及び監査を行っております。

(a) 取締役会

取締役会は、本報告書提出日現在において取締役6名(内、社外取締役1名)で構成され、月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、各取締役の業務の執行状況を監督しております。

(b) 監査役会

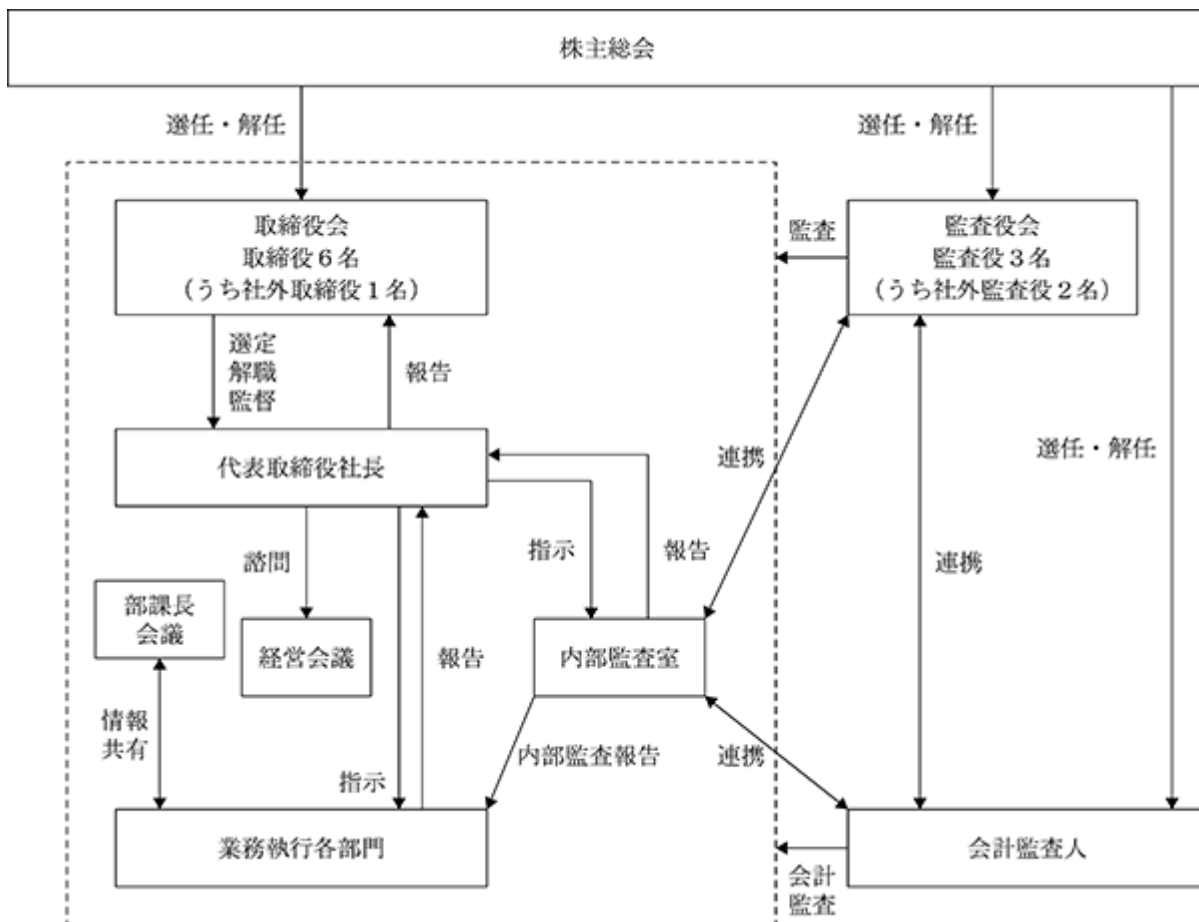
監査役会は、本報告書提出日現在において監査役3名(内、社外監査役2名)で構成されております。監査役は、定時及び臨時の取締役会への出席を行っており、必要に応じて意見具申するなど取締役の職務執行状況を監視しております。更に、月1回の監査役会を開催しており、監査状況の確認及び協議を行うほか、会計監査人や内部監査室とも連携し、随時監査についての情報共有に努めております。

(c) 経営会議

経営会議は代表取締役社長の諮問機関として、代表取締役社長、常務取締役管理部長、取締役営業本部長で構成され、重要な業務の執行方針及びその他経営に関する重要事項について審議を行っております。

また、業務執行役員及び部門長から構成される部課長会議において業務執行に関する重要事項並びにリスク管理及びコンプライアンスに関する情報共有を図っております。

b. 本報告書提出日現在における会社の機関・内部統制の関係を示す概略図は、次のとおりです。



c. 内部統制システムの整備状況

当社は業務の適正性を確保するため、一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みに準拠して全社的な内部統制システムを構築するとともに、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき財務報告及び業務プロセスが有効に機能する体制を確保しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の、企業倫理及びコンプライアンスの意識の醸成を図り、全社的な統括の実効性を高めるために経営行動指針を定め、活動規範を明確にします。
- (2) コンプライアンス体制の構築・維持については、当社の管理部担当取締役をコンプライアンス担当として任命し、コンプライアンスに関わる重要決定事項の通達、実務上の課題の洗い出し及び問題点の検討を行うとともに、日常的な啓蒙活動や研修等を通じて、全社的な経営行動指針の徹底を推進します。
- (3) 法令・定款等に違反する、あるいは疑義のある行為等を発見したときは、直接通報・相談を受ける体制としてコンプライアンスヘルプライン等を設置し、内部通報制度の実効を図ります。通報・相談を受けた担当部門は直ちに内容を調査し、再発防止策を当該部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施させます。
- (4) 監査役は、独立した立場から全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無に関する調査に努めます。また、監査役と社外取締役は、定期的な会合をもち情報共有を図るとともに、経営者とも定期的な面談を行うことで経営に関する課題の把握に努めます。
- (5) 経営の透明性とコンプライアンス経営及び法令の遵守の観点から、顧問弁護士、会計監査人と日常的に情報交換を行い、これに対する意見を聴取しつつ、日常発生する諸問題に関する助言と指導を適宜受けられる体制を構築します。

(6) 反社会的勢力の排除については、経営行動指針において「暴力団その他の反社会的勢力とのいかなる関係も排除し、反社会的取引は決して行わない」旨を明記し、反社会的勢力との関係排除を徹底するとともに、警察及び公益財団法人暴力追放センター等外部関係機関と連携を図り、これに対応します。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部を担当する取締役を責任者とし、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を社内規程において定めます。
- (2) 各部門長は文書管理規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に適切に記録し、保存します。
- (3) 内部情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底すべく、機密管理規程及び情報セキュリティ管理規程を制定して適正な管理体制及び管理方法を定めるとともに、外部からの不正アクセス防止措置を講じます。
- (4) 取締役及び従業員の職務執行に係る情報は、関連資料とともに文書化して保存し、取締役又は監査役から要請があった場合に備えて、適時閲覧可能な状態を維持します。

3．当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 危機管理規程等に基づき、全社のリスクを網羅的、統括的に管理するとともに、定期的なリスクの洗い出し、当該リスクの予防対策、軽減に取り組みます。
- (2) 各部門は、危機管理規程の周知徹底を図るとともに、適切な監視・コントロールを担う体制を構築します。
- (3) リスク管理統括部門は、その活動を円滑かつ実効あるものにするために、各部門の日常的なリスク管理の状況の監査、体制整備の進捗状況のモニタリング等を実施します。
- (4) リスクが顕在化した場合は、迅速な情報連絡及び即時対応可能な体制を整備し、損害の拡大を防止する体制を整えます。

4．当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は取締役会を取締役の業務執行状況を監督する機関と位置付け、原則として毎月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。
- (2) 各部門長は各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定し、業務執行上重要な事項について部課長会議で情報共有を図り、効率的な業務執行に努めております。また、各部門長は社内情報システムを活用し、管理会計手法を用いて、データ化し、月次の業績を管理部担当取締役及び取締役会に報告します。
- (3) 取締役の意思決定を効率的に執行するために有効な業務分掌をはじめとする規程類を整備し、業務執行組織を運営します。
- (4) 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステム及び情報セキュリティ体制の整備を進め、全社レベルでの最適化を図ります。

5．当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社に共通する管理機構の制定、整備及びグループ経営に関する事項全般の統括は、管理部がこれにあたります。
- (2) 子会社の経営については、その自主性を尊重するとともに、主管部門との間で事業内容及び業績について定期的な報告を行い、重要事項については事前協議を行います。
- (3) 監査役及び内部監査室は定期的な監査を行い、必要に応じて監査役会と適切な連携をとるものとします。

6. 監査役会の職務を補助すべき従業員(以下「監査役会スタッフ」)に関する体制及び当該従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に関する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役会スタッフを要する場合、補助すべき組織は管理部とします。また、専任スタッフを置く場合は監査役会の同意を必要とし、当該監査役会スタッフは原則として当社の業務執行にかかる役職を兼務しません。
 - (2) 監査役会スタッフは、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。また、監査役から監査業務に必要な命令を受けた監査役会スタッフはその命令に関して、取締役の指揮・命令を受けません。
 - (3) 監査役は必要に応じ、管理部に監査に必要な調査を求めることができます。
7. 当社及び当社子会社の取締役及び従業員が監査役会に報告するための体制
- (1) 監査役会の職務の効果的な遂行のため、当社及び当社子会社の取締役、理事又は従業員は、監査役会に対して法定の事項に加え当社の事業運営上、重大な影響を及ぼす事項及び業務執行の状況及び結果について報告します。
 - (2) 内部監査室は、内部監査の実施状況、コンプライアンスヘルプライン等による通報状況及びその内容を報告します。
 - (3) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役会に報告します。
8. 監査役会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社は、監査役会に対して報告を行った当社及び当社子会社の役員及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
 - (2) 当社は、上記の不利益取扱いの禁止について、全社に対し周知徹底します。
9. 監査役会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、すみやかに当該請求に応じてこれを処理します。
10. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、社内外において開催される会議に参加できます。
 - (2) 監査役会は、代表取締役、内部監査人、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。
 - (3) 取締役は、監査役会の職務の適切な遂行のため、意思疎通、情報収集等が適切に行えるよう協力します。
 - (4) 取締役は、監査役会が必要と認めた重要な取引先の調査に協力します。
 - (5) 監査役会が職務遂行上、必要と認めるときには、弁護士、公認会計士等の外部の専門家との連携が図られる環境及び体制を整備します。
11. 当社企業グループに係わる財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制
- (1) 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、財務報告に係わる内部統制システムの構築を行います。
 - (2) 財務報告に係わる内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、内部統制主管部門による全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による継続的な評価並びに改善・是正を行う体制を整備します。
- d. 内部監査及び監査役監査の状況
- 当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査1名、監査役3名の体制としております。内部監査部門を内部監査室とし、当該部署で内部監査を実施しております。内部監査においては、法令や社内規程等の遵守

状況、業務の効率性や適正性を監査しております。また、監査の結果報告を代表取締役社長に行い、各部門へ業務改善案の提示やアドバイスも行っております。

監査役監査については、取締役の善管注意義務及び忠実義務等の観点から、取締役の職務の適正性、コンプライアンス、内部統制の有効性、期末決算の適正性等に関して監査を実施しております。

なお、内部監査室、監査役及び会計監査人は適時に協議を行い、効率的な監査を実施できるように連携を図っており、また内部統制部門からは、内部統制の運用状況についての報告を監査役会で受け、意見交換を行うことにより連携を図っております。

e．会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は川畑秀二、只隈洋一であり、有限責任監査法人トーマツに所属し、継続監査年数は7年以内であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士5名、その他2名であります。

f．社外取締役及び社外監査役との関係

本報告書提出日現在において当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

当社は、経営体制を更に強化する目的で、社外取締役を1名選任しております。社外取締役の山洪幸徳氏は株式会社電通九州の代表取締役社長及び顧問に就任しておりましたが、同社と当社との間には当社の意思決定に影響を及ぼす重要な取引関係はなく、既に退任しているため、一般株主と利益相反のおそれがないと判断しております。

当社は、監査役監査の独立性及び客観性を高める目的で、社外監査役2名を選任しております。社外監査役である西田隆二氏は弁護士法人かなで西田・山田法律事務所の代表社員であります。当社との間に特別な利害関係はありません。社外監査役である海野理香氏は海野理香税理士事務所の税理士であります。当社との間に特別な利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしております。

社外監査役は、内部監査室から必要に応じて内部監査結果について報告を受けるなど、適時に意見交換することによって連携を図っております。また、会計監査人から会計監査の内容について報告を受けるなど、適時に情報交換をすることによって連携を図っております。

監査役会は内部統制システムの状況を監視及び検証し、内部統制部門へ必要に応じて指摘・意見交換を行っております。

g．リスク管理体制の整備の状況

当社はリスク管理及びコンプライアンスに関する体制の整備に努め、各主管部門と連携しながら、環境、品質、災害等にかかるリスクについて、リスクの特定、発生の未然防止及びリスク発生時における影響の軽減等を図るよう、業務執行取締役及び部門長で構成される部課長会議や経営会議を通じ推進しております。

また、当社は弁護士と顧問契約を締結し、随時助言及び指導が受けられる体制となっております。

役員の報酬等

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の 員数(人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	118,200	118,200			5
監査役 (社外監査役を除く)	6,060	6,060			1
社外取締役	2,700	2,700			1
社外監査役	3,550	3,550			3

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 2. 役員退職慰労金はありません。
 3. 報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、役員ごとの報酬等の総額の記載は省略しております。
 4. 上記には、平成29年9月13日逝去により退任した監査役1名(社外監査役1名)を含めております。

b. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役及び監査役の役員報酬等の総額の限度額は、それぞれ株主総会の決議によって決定しております。

その後、それぞれの総額の限度額の範囲内において、各取締役については取締役会の決議により、各監査役については監査役会の決議によって報酬額を決定するものとしております。当該報酬の算定にあたっては、各役員の職務執行状況等を勘案するものとしております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役及び社外監査役との間で当該契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な剰余金の分配を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主との取引は、原則として行わない方針ですが、取引を検討する場合には、取締役会等において、合理性及び必要性を十分検討し、意思決定を慎重に行うこととしております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
12,000	1,500	14,500	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は、前事業年度において、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である株式会社東京証券取引所マザーズ市場及び証券会員制法人福岡証券取引所Q-Board市場に上場するためのコンフォートレター作成業務について対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模及び業務特性等を勘案の上策定された監査計画を基礎として監査役会の同意を得て決定しております。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。))に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人及び各種団体が主催する研修会等に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,991,480	3,018,285
売掛金	118,317	127,472
商品	636	2,086
仕掛品	10,200	88,052
原材料及び貯蔵品	72,999	124,303
前払費用	24,277	16,100
繰延税金資産	7,285	7,038
その他	20,597	79,319
流動資産合計	3,245,794	3,462,658
固定資産		
有形固定資産		
建物	254,026	275,213
減価償却累計額	84,892	99,754
建物（純額）	169,134	175,458
構築物	42,090	46,495
減価償却累計額	12,129	15,712
構築物（純額）	29,960	30,782
機械及び装置	195,201	209,212
減価償却累計額	121,593	133,665
機械及び装置（純額）	73,607	75,546
車両運搬具	25,956	7,312
減価償却累計額	13,888	2,976
車両運搬具（純額）	12,067	4,336
工具、器具及び備品	53,577	57,019
減価償却累計額	26,243	34,756
工具、器具及び備品（純額）	27,333	22,262
リース資産	14,708	14,708
減価償却累計額	9,192	13,604
リース資産（純額）	5,515	1,103
有形固定資産合計	317,619	309,490
無形固定資産		
ソフトウェア	4,590	5,301
無形固定資産合計	4,590	5,301
投資その他の資産		
投資有価証券	1,892	1,900
長期前払費用	4,774	5,354
繰延税金資産	4,104	3,800
敷金及び保証金	141,533	185,183
その他	51,341	64,966
投資その他の資産合計	203,645	261,205
固定資産合計	525,855	575,998
資産合計	3,771,650	4,038,656

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	488,384	458,882
1年内返済予定の長期借入金	44,384	34,863
リース債務	4,765	1,191
未払金	45,481	44,787
未払費用	58,581	74,754
未払法人税等	60,096	59,566
前受金	36,278	63,000
預り金	265,539	322,212
賞与引当金	3,661	4,851
その他	30,181	24,395
流動負債合計	1,037,353	1,088,505
固定負債		
長期借入金	66,739	31,876
リース債務	1,191	-
預り保証金	488,209	635,414
資産除去債務	9,788	11,751
その他	3,472	3,922
固定負債合計	569,400	682,964
負債合計	1,606,754	1,771,470
純資産の部		
株主資本		
資本金	993,814	993,977
資本剰余金		
資本準備金	923,814	923,977
資本剰余金合計	923,814	923,977
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	247,474	349,555
利益剰余金合計	247,474	349,555
株主資本合計	2,165,103	2,267,510
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	207	324
評価・換算差額等合計	207	324
純資産合計	2,164,896	2,267,186
負債純資産合計	3,771,650	4,038,656

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成28年 1月 1日 平成28年12月31日)	(自 至	平成29年 1月 1日 平成29年12月31日)
売上高		3,118,738		3,375,020
売上原価		2,075,532		2,205,422
売上総利益		1,043,206		1,169,598
販売費及び一般管理費				
広告宣伝費		101,601		104,226
役員報酬		107,400		130,510
給料及び手当		184,426		231,158
減価償却費		15,131		16,168
旅費及び交通費		46,129		94,470
その他		293,740		349,364
販売費及び一般管理費合計		748,430		925,898
営業利益		294,776		243,699
営業外収益				
受取利息及び配当金		738		688
収用補償金		-		1,889
受取保険金		-		1,020
その他		1,984		2,784
営業外収益合計		2,723		6,383
営業外費用				
支払利息		1,724		1,325
株式交付費		10,250		-
その他		966		857
営業外費用合計		12,941		2,183
経常利益		284,557		247,899
税引前当期純利益		284,557		247,899
法人税、住民税及び事業税		97,114		90,800
法人税等調整額		4,759		425
法人税等合計		92,355		91,225
当期純利益		192,202		156,673

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)		当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品原価					
1 期首商品たな卸高		1,690		636	
2 当期商品仕入高		55,312		51,429	
合計		57,003		52,066	
3 他勘定振替高		2,643		3,255	
4 期末商品たな卸高		636	53,723	2,086	46,723
材料費			1,361,520		1,559,588
労務費			225,253		347,273
経費	1		443,381		329,688
小計			2,083,878	100.0	2,283,272
期首仕掛品たな卸高			1,853		10,200
合計			2,085,732		2,293,474
期末仕掛品たな卸高			10,200		88,052
売上原価			2,075,532		2,205,422

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
広告費	73,195	65,254
地代家賃	51,123	59,005
水道光熱費	49,445	55,612

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	155,974	85,974	85,974	97,087	97,087	339,037
当期変動額						
新株の発行	837,839	837,839	837,839			1,675,679
剰余金の配当				41,816	41,816	41,816
当期純利益				192,202	192,202	192,202
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	837,839	837,839	837,839	150,386	150,386	1,826,066
当期末残高	993,814	923,814	923,814	247,474	247,474	2,165,103

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	196	196	-	338,840
当期変動額				
新株の発行				1,675,679
剰余金の配当				41,816
当期純利益				192,202
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	10	10		10
当期変動額合計	10	10	-	1,826,055
当期末残高	207	207	-	2,164,896

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	993,814	923,814	923,814	247,474	247,474	2,165,103
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	163	163	163			326
剰余金の配当				54,592	54,592	54,592
当期純利益				156,673	156,673	156,673
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	163	163	163	102,081	102,081	102,407
当期末残高	993,977	923,977	923,977	349,555	349,555	2,267,510

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	207	207	-	2,164,896
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				326
剰余金の配当				54,592
当期純利益				156,673
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	117	117		117
当期変動額合計	117	117	-	102,290
当期末残高	324	324	-	2,267,186

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	284,557	247,899
減価償却費	47,022	49,980
賞与引当金の増減額(は減少)	1,047	1,190
受取利息及び受取配当金	738	688
支払利息	1,724	1,325
売上債権の増減額(は増加)	78,180	9,155
たな卸資産の増減額(は増加)	66,866	130,605
仕入債務の増減額(は減少)	217,530	29,501
預り金の増減額(は減少)	47,977	56,673
その他	23,668	10,392
小計	477,742	176,725
利息及び配当金の受取額	688	611
利息の支払額	1,702	893
法人税等の支払額	123,462	95,977
営業活動によるキャッシュ・フロー	353,265	80,466
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	201,107	45,194
無形固定資産の取得による支出	3,342	2,212
敷金及び保証金の差入による支出	47,886	43,599
預り保証金の受入による収入	166,185	172,678
その他	19,043	31,918
投資活動によるキャッシュ・フロー	105,195	49,753
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	47,670	44,384
リース債務の返済による支出	4,765	4,765
株式の発行による収入	1,675,679	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	326
株式の発行による支出	9,968	-
配当金の支払額	41,816	54,592
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,571,460	103,414
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,819,529	26,804
現金及び現金同等物の期首残高	1,171,950	2,991,480
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,991,480	1 3,018,285

【注記事項】

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(3) 原材料

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(4) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～22年

機械及び装置 13年

工具、器具及び備品 4～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「販売費及び一般管理費」の「その他」に含めていた「旅費及び交通費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度から独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、販売費及び一般管理費の「その他」に表示していた339,870千円は、「旅費及び交通費」46,129千円、「その他」293,740千円として組替えております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	26,135	3,385,865		3,412,000

(注) 普通株式の増加の内訳は次のとおりであります。

株式分割(1株を100株に分割)による増加 2,587,365株

第三者割当増資による増加 11,700株

株式上場にあたり実施した公募増資による増加 620,000株

オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連した第三者割当増資による増加 166,800株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年3月30日 定時株主総会	普通株式	41,816千円	1,600円	平成27年12月31日	平成28年3月31日

(注) 当社は平成28年4月2日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

なお、1株当たり配当額は、当該株式分割前の配当金額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	54,592千円	16.00円	平成28年12月31日	平成29年3月31日

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,412,000	3,430,200		6,842,200

(注) 普通株式の増加の内訳は次のとおりであります。

株式分割(1株を2株に分割)による増加 3,412,000株
 ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による増加 18,200株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年3月30日 定時株主総会	普通株式	54,592千円	16.00円	平成28年12月31日	平成29年3月31日

(注) 当社は平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

なお、1株当たり配当額は、当該株式分割前の配当金額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	54,737千円	8.00円	平成29年12月31日	平成30年3月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
現金及び預金	2,991,480千円	3,018,285千円
現金及び現金同等物	2,991,480千円	3,018,285千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な安全性の高い金融資産で運用しております。また、設備投資資金等が手元資金でまかなえない場合は、銀行等金融機関から必要な資金を調達する方針であります。デリバティブ取引は利用せず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金はF Cオーナーに対するものであり、期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価を把握しております。

敷金及び保証金は、主に事務所やコインランドリー店舗の賃借に伴うものであります。

営業債務である買掛金及び預り金は、1年以内の支払期日のものであります。

長期借入金は、設備投資等に係る資金調達を目的としております。

預り保証金は、F C契約に基づき、F Cオーナーから預っている取引保証金等であり、F C契約を解消する場合に返金する義務があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、社内規程等に従い、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前事業年度(平成28年12月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,991,480	2,991,480	
(2) 売掛金	118,317	118,317	
(3) 投資有価証券	1,892	1,892	
(4) 敷金及び保証金	130,727	123,787	6,939
資産計	3,242,417	3,235,477	6,939
(1) 買掛金	488,384	488,384	
(2) 預り金	265,539	265,539	
(3) 長期借入金()	111,123	111,628	505
(4) 預り保証金	113,909	109,622	4,287
負債計	978,956	975,174	3,781

() 1年内返済予定の長期借入金を含んでいます。

当事業年度(平成29年12月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,018,285	3,018,285	
(2) 売掛金	127,472	127,472	
(3) 投資有価証券	1,900	1,900	
(4) 敷金及び保証金	174,326	163,461	10,865
資産計	3,321,984	3,311,119	10,865
(1) 買掛金	458,882	458,882	
(2) 預り金	322,212	322,212	
(3) 長期借入金()	66,739	66,738	0
(4) 預り保証金	162,161	154,524	7,637
負債計	1,009,996	1,002,358	7,638

() 1年内返済予定の長期借入金を含んでいます。

(注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 預り保証金

預り保証金の時価については、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	平成28年12月31日	平成29年12月31日
敷金及び保証金(1)	10,805	10,856
預り保証金(2)	374,300	473,252

(1)敷金及び保証金のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(4) 敷金及び保証金には含めておりません。

(2)預り保証金のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(4) 預り保証金には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成28年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,991,480			
売掛金	118,317			
合計	3,109,797			

当事業年度(平成29年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,018,285			
売掛金	127,472			
合計	3,145,758			

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(平成28年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	44,384	34,863	21,980	9,896		

当事業年度(平成29年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	34,863	21,980	9,896			

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

平成29年12月期において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成29年4月1日に1株を2株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
決議年月日	平成25年12月24日	平成25年12月24日	平成28年7月26日	平成28年7月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役4名 従業員9名	監査役1名	取締役4名 従業員35名	監査役3名
株式の種類及び付与数	普通株式 130,000株	普通株式 19,000株	普通株式 30,000株	普通株式 1,400株
付与日	平成25年12月27日	平成25年12月27日	平成28年8月5日	平成28年8月5日
権利確定条件(注)	新株予約権発行時において当社取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、相続により新株予約権を取得した場合及びその他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。			
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成27年12月27日 至 平成35年12月18日	自 平成25年12月27日 至 平成35年12月18日	自 平成30年8月5日 至 平成38年7月20日	自 平成28年8月5日 至 平成38年7月20日

(注) 上記のほか、細目については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
決議年月日	平成25年12月24日	平成25年12月24日	平成28年7月26日	平成28年7月26日
権利確定前(株)				
前事業年度末			29,600	
付与				
失効			600	
権利確定				
未確定残			29,000	
権利確定後(株)				
前事業年度末	97,000	19,000		1,400
権利確定				
権利行使	18,000			200
失効				
未行使残	79,000	19,000		1,200

(注) 第12回新株予約権の失効は退職者によるものであります。

単価情報

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
決議年月日	平成25年12月24日	平成25年12月24日	平成28年7月26日	平成28年7月26日
権利行使価格(円)	13	13	462	462
行使時平均株価(円)	2,970			5,790
付与日における公正な評価単価(円)				

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-------------------------------|------------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 324,888 千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 54,295 千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,124千円	1,489千円
未払事業税	5,487 "	4,783 "
減価償却費	6,962 "	6,894 "
その他	3,753 "	4,541 "
繰延税金資産小計	17,327 "	17,709 "
評価性引当額	4,489 "	5,008 "
繰延税金資産合計	12,837 "	12,700 "
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	1,447 "	1,861 "
繰延税金負債合計	1,447 "	1,861 "
繰延税金資産の純額	11,390 "	10,839 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率		30.70%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.45%
住民税均等割等		3.98%
留保金課税等		0.97%
評価性引当額の増減		0.06%
その他		0.64%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		36.80%

(注) 前事業年度は法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成28年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(平成29年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

当社はコインランドリーシステムの提供を行う単一セグメントの業態であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

当社はコインランドリーシステムの提供を行う単一セグメントの業態であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高はありませんので、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありませんので、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高
株式会社N Y A	347,272

(注) 当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高はありませんので、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありませんので、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高が損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	317.25円	331.35円
1株当たり当期純利益金額	35.25円	22.94円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	34.46円	22.49円

(注) 1. 当社は平成28年11月22日に東京証券取引所マザーズ市場及び福岡証券取引所Q - B o a r d市場に上場したため、平成28年12月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から前事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2. 当社は、平成28年4月2日付で普通株式1株につき100株、平成29年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の株式分割を行っております。このため前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	192,202	156,673
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	192,202	156,673
普通株式の期中平均株式数(株)	5,452,431	6,830,138
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	125,498	136,456
(うち新株予約権)(株)	(125,498)	(136,456)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当 期 期首残高 (千 円)	当 期 増加額 (千 円)	当 期 減少額 (千 円)	当期末 残 高 (千 円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千 円)	当 期 償却額 (千 円)	差引当期末 残 高 (千 円)
有形固定資産							
建物	254,026	21,186		275,213	99,754	14,861	175,458
構築物	42,090	4,404		46,495	15,712	3,582	30,782
機械及び装置	195,201	14,010		209,212	133,665	12,072	75,546
車両運搬具	25,956	3,996	22,640	7,312	2,976	5,037	4,336
工具、器具及び備品	53,577	3,442		57,019	34,756	8,512	22,262
リース資産	14,708			14,708	13,604	4,412	1,103
有形固定資産計	585,559	47,041	22,640	609,960	300,470	48,479	309,490
無形固定資産							
ソフトウェア	5,966	2,212		8,178	2,876	1,501	5,301
無形固定資産計	5,966	2,212		8,178	2,876	1,501	5,301
長期前払費用	9,735	1,924		11,659	6,305	1,344	5,354

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金	44,384	34,863	1.0	
1年以内に返済予定のリース債務	4,765	1,191		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	66,739	31,876	0.9	平成31年1月1日～ 平成32年6月25日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	1,191			
その他有利子負債				
合計	117,079	67,930		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	21,980	9,896		

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	3,661	4,851	3,661		4,851

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	332,544
預金	
当座預金	14,854
普通預金	2,670,527
別段預金	358
合計	3,018,285

(注) 普通預金の金額には翌月15日に精算する月末時点で未精算のF Cオーナーからの預り金155,665千円が含まれております。

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)開成商事	23,283
(有)宮崎日日新聞 月見ヶ丘販売センター	22,773
個人	4,218
宮崎県酒類販売(株)	3,386
(株)N Y A	3,251
その他	70,558
合計	127,472

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
118,317	3,433,500	3,424,345	127,472	96.4	13.1

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．商品

区分	金額(千円)
洗剤・柔軟剤	2,086
合計	2,086

二．仕掛品

区分	金額(千円)
店舗用備品等	88,052
合計	88,052

ホ．原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
店舗用備品等	94,099
販促品	30,203
合計	124,303

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額(千円)
アクア㈱	225,422
三和サインワークス㈱	59,502
㈱電通九州	27,687
㈱アリガ	13,197
㈱アルコム	12,630
その他	120,441
合計	458,882

ロ．預り金

相手先	金額(千円)
個人	8,710
宮崎県酒類販売(株)	7,570
(株)伊達商事	7,082
(株)N Y A	5,447
H Aホールディングス(株)	3,173
その他	290,227
合計	322,212

固定負債

イ．預り保証金

相手先	金額(千円)
(株)N Y A	43,194
個人	34,917
(株)伊達商事	28,250
宮崎県酒類販売(株)	26,206
H Aホールディングス(株)	17,660
その他	485,186
合計	635,414

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	741,240	1,440,922	2,196,703	3,375,020
税引前四半期 (当期)純利益金額 (千円)	38,021	40,184	75,356	247,899
四半期(当期) 純利益金額 (千円)	23,701	22,228	44,916	156,673
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	3.47	3.26	6.58	22.94

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失 金額() (円)	3.47	0.22	3.32	16.36

(注) 当社は平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおり であります。http://www.wash-house.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第16期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日) 平成29年3月31日九州財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年3月31日九州財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第17期 第1四半期(自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年5月12日九州財務局長に提出。

第17期 第2四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月10日九州財務局長に提出。

第17期 第3四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年11月10日九州財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

平成29年4月3日九州財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月29日

W A S Hハウス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 畑 秀 二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	只 隈 洋 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているW A S Hハウス株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、W A S Hハウス株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。